

那覇市公衆浴場法施行条例及び那覇市旅館業法施行条例の 一部改正（案）の概要

1. 改正の趣旨

レジオネラ症防止対策における厚生労働省による厚生労働科学研究で最新の知見等が得られていること等を踏まえ、令和元年9月19日付「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について」（薬生衛発0919第8号）の通知が発出された。これに伴い、那覇市公衆浴場法施行条例及び那覇市旅館業法施行条例の所要の規定の整備を行う必要があるため、一部改正を実施する。

また、厚生労働省による厚生労働科学研究「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」（令和元年度厚生労働科学特別研究事業）における研究成果を踏まえ、本市条例においても反映する。

2. 主な改正内容

（1）構造設備基準

下記の項目を追加・変更する。

- ・水位計を設置する場合は、当該水位計の配管内を洗浄及び消毒できる構造又は配管等を要しないものであること。
- ・配管内の浴槽水が完全に排水できる構造であること。
- ・調節箱を設置する場合は、清掃が容易で、かつ、消毒できる構造であること。
- ・貯湯槽は、完全に排水できる構造であること。
- ・浴槽の縁からあふれた水を浴用に再利用する場合は、その配管（還水管）を直接循環配管に接続しないこと。
- ・気泡発生装置等を設置する場合は、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らない構造であること（変更前：気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりや浴槽水等が入らない構造であること）。

※下線部は変更後部分。

（2）衛生措置の基準

下記の項目を追加・変更する。

- ・定期的に貯湯槽の設備の点検及び温度計の性能の確認を行うこと。
- ・浴槽水の消毒に当たっては、遊離残留塩素濃度は、通常 1リットル中0.4ミリグラム以上（変更前：0.2ミリグラム以上）とし、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めること。
- ・結合塩素のモノクロアミンを使用する場合には、結合残留塩素濃度は、1リットル中3.0ミリグラム程度とすること。
- ・図面等により、配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去すること。
- ・集毛器は、毎日1回以上、清掃及び消毒を行うこと（変更前：毎日清掃すること）。
- ・調節箱は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと（変更前：

定期的に清掃を行うこと)。

- ・浴槽の縁からあふれた水及び回収槽の水を浴用に供する場合には、頻繁に還水管及び回収槽（変更前：回収槽）の内部の清掃及び消毒を行うとともに、回収槽の水を塩素系薬剤等で消毒すること。
- ・気泡発生装置等を設置する場合には、定期的に清掃及び消毒を行い、内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。
- ・浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること
- ・水位計配管は1週間に1回以上、生物膜の除去を行うための消毒を行うこと。
- ・シャワーは1週間に1回以上通水し、シャワーヘッドとホースは6ヶ月に1回以上点検し、1年に1回以上の清掃及び消毒を行うこと。
- ・小学校就学の始期に達した6歳以上（変更前：10歳以上）の男女を混浴させないこと（那覇市公衆浴場法施行条例のみ）。

※下線部は変更後部分。

3. 施行日

令和3年7月1日

※既に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定による許可(以下、「許可」という。)を受けて浴場業を営んでいる者(この条例の施行の日前に許可の申請をし、同日以後に許可を受けた者を含む。)で、改正後の基準に適合させるための営業の施設の改善が必要なものについては、施設を増築し、又は改築する場合を除き、当該部分に対しては、当分の間、当該基準を適用しない。